

徳之島町農業委員会

第 3 回定例会

議事録

令和 7 年 3 月 1 7 日

徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和7年3月17日（月）午前9時00分から

2. 開催場所 1階多目的ホール

3. 議事日程

第1 議案第8号 農地法第3条許可取下げについて（1件）

第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）

第3 議案第10号 農振農用地利用変更申出について（1件）

第4 その他

4. 委員 出席 13人 欠席 1人

1番	欠席	白 山 明	8番	出席	爲 島 良 一
2番	出席	平 山 正 也	9番	出席	武 島 光 子
3番	出席	嶺 田 正 秀	10番	出席	藤 田 喜 文
4番	出席	崎 田 広 光	11番	出席	内 博 行
5番	出席	鮫 島 徹 三	12番	出席	林 慶 造
6番	出席	木 場 友 広	13番	出席	原 田 辰 法
7番	出席	嘉 山 杏 奈	14番	出席	里 美 幸

5. 農地最適化推進委員 出席 4人 欠席 0人

1番	出席	林 誠 一 郎	3番	出席	泰 良 誠
2番	出席	福 洋 一	4番	出席	福 岡 佑 希

6. 事務局職員

局長	白 坂 貴 仁
次長	川 田 隆 博
主事	米 島 武勇幾

職務代理	おはようございます。これより令和7年3月の農業委員会定例会を行いたいと思います。 本日は、1会長から欠席の報告を受けております。その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立致します。 本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が4件、農地法第3条許可取消議案が1件、農振農用地利用変更申出議案が1件、合計6件となっております。署名委員は、7委員と8委員になっておりますので宜しくお願い致します。議案は、一括して事務局が説明することに致します。補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。それでは議案第8号、農地法第3条許可取下げについて、受付番号1号を事務局より説明をお願い致します。
事務局	事務局の方から説明致します。 受付番号1号、譲渡人、東京都、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。譲受人、母間、〇〇歳、〇〇〇〇さん。許可年月日が、令和7年2月17日、徳農委指令7第9号。許可を受けた土地が、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇までの〇筆となっております。取下げ理由としましては、贈与を中止した為です。審議の程、お願い致します。
職務代理	これから議案8号について、質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願い致します。質疑はありませんか。
8委員	この〇〇さん。〇〇さんといとこだけど、〇〇さんの〇〇〇の同級生、友達が一応その草を植えて、〇〇さんだけ草を植えてあって、その〇〇さんが友達にさせてるもんだから、〇〇さんももうそれで構わないと言う事で、別にもらってももらわなくてもいいですよと、話しもしたみたいです。その〇〇さんが結局、〇〇〇の友達に何も言ってなくて、まあいとこだからそのままあげてもいいよと話しになったんだけど、友達にそのまま継続させてせると言う事で、3条取り消しになったみたいです。以上です。
職務代理	他にありませんか。
4委員	ちなみに面積は。
職務代理	結構大きいんじゃないの。

事務局	面積が〇筆で、2,969㎡になっています。まあ〇〇地域については、整備されているんですが、1枚の畑の中に〇筆とか〇筆とか現状がありまして、この畑についても一部そういう畑が存在します。
職務代理	他にありませんか。
12委員	ちなみにですが、〇〇さん、結構高齢なんですが、所有権移転とかどんな感じでしょうか。
8委員	後で、〇〇さんにもしかしたら売るのかもわからんし、〇〇さんは別にもらってももらわなくてもいいよと言う感じだったものだから、だからもしかしたら〇〇さんに所有権移転するかもわからん。
12委員	最近、所有権移転がうるさいものだから。
職務代理	他に。今、12委員からもありましたように、〇〇歳で高齢で、出来ましたら〇〇さんがですか、実際に農地を使ってる人なんかはこの土地が、金額が少なくてもやっぱり農地が後で登記が出来なくならないように、又、8委員の方でお願いして勧めて頂きたいと思います。他に無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号1号について、許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。 〔全員挙手〕 許可する事に致します。 次に議案9号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号12号から15号まで、事務局より一括して説明をお願い致します。
事務局	受付番号12号、譲渡人、花徳、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人が、亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の、3,516㎡。権利取得後の面積が、3,516㎡。農業の縮小、新規登録です。反あたり、〇〇万円です。〇〇さんについては、以前から農業を行っておりまして、親の農地の相続登記を行っていなかった為、農業委員会の農地台帳上、ゼロになっており、今回、新規登録としております。

事務局

続きまして受付番号13号。譲渡人が、徳和瀬、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。譲受人が、徳和瀬、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の、3,580㎡。権利取得後の面積が、3,580㎡。贈与の受贈です。〇〇関係となっております。

続きまして受付番号14号。譲渡人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人が、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の、2,826㎡。権利取得後の面積が、2,826㎡。農業の縮小の新規就農です。これにつきましては、売買価格は、〇〇〇〇千円となっております。農業用倉庫が併設されている為、この金額となっております。

続きまして受付番号15号。譲渡人、兵庫県、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人が、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の4,609㎡。権利取得後の面積が、11,092㎡。農業の廃止の規模拡大です。〇〇万円の反あたり、〇〇〇千円となっております。これにつきましても、売買契約の特記事項に本件は、現在の耕作者より以前「田」であった為に水はけが悪く、耕作には不適作と伺っており、これを承知の上での売買であるとの事で、この金額となっているようです。

以上4件、審議の程お願い致します。

職務代理

これから議案9号について、質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号12号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号13号について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号13号について、許可する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

職務代理	許可する事に致します。 続きまして受付番号14号につて、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑有りませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号14号について許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 許可する事に致します。 続きまして受付番号15号につて、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑有りませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号15号について許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 許可する事に致します。 次に議案10号。農振農用地利用変更申出について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	事務局からと、担当の〇〇〇〇課の方から説明致します。別紙カラーの位置図を添付しています。場所については、亀津南区、〇〇〇〇〇〇の道を挟んで反対側の農地になります。
〇〇〇〇課(〇)	お疲れ様です。〇〇〇〇課の〇です。今回は、1件の申請となります。宜しくお願いします。申請人は、〇〇〇さん。住所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇になります。不動産の表示が、徳之島町〇〇〇〇〇〇となっております。地目は、畑。面積が、1,089㎡となっております。これについては、〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場が、手狭となっており急遽、駐車場を近くに探した方がいいと言う事で、ちょっと探した所、ここの方が良いんじゃないかと言う事で、今回申請があがってきております。駐車場の除外申請となっております。検討の程、宜しくお願い致します。
事務局	すいません、事務局から補足で、今回除外の申請と言う事でこれが成りま

事務局

したら第5条の転用申請があがってくると思います。その時に、現場をみるか見ないか判断しようと思ひまして、今日現場の方は、計画していませんでした。宜しくお願い致します。

職務代理

これから議案10号について質疑を行います。受付番号1号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑はありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号1号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

以上で、本日の定例会は終了します。

令和7年3月17日

署名委員

嘉 山 杏 奈

爲 島 良 一